「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業に関する協定書

（別紙１）

　大阪市（以下、「甲」という。）と　　　　　　　（※連合体の場合は、代表者も記載）（以下、「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結し、各条項を遵守することを確認した。

（目的）

第１条　本協定は、「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項を定めることにより、本事業を確実かつ円滑に推進、実施することを目的とする。

（相互協力）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

（事業区域）

第３条　本事業の事業区域は、甲が所管する別添１図面（以下、「事業区域」という。）のとおりとする。

（協定期間）

第４条　本協定の期間は、本協定締結日から、令和　年３月31日までとする。

（提案内容の履行）

第５条　乙は、本事業に関して甲が策定した令和5年9月付「「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集要項」（公募期間における質問及び回答等のほか、当該募集要項の一切の附属書類並びにその後の変更及び修正を含む。）に定める各事項を遵守し、公募手続時に乙が提案した内容（本協定締結日までに提案内容の説明又は補足として甲に提出した一切の書類を含む。以下、「本件提案」という。）及び関係法令に従って本事業を実施しなければならない。

２　乙は、社会環境・情勢等の変化及び本事業に関係する官公庁との行政協議・関係者調整等により、公益上等の観点からやむを得ず本件提案に変更が生じた場合で、書面により甲の事前承認を得た場合を除き、本件提案の内容を変更することはできない。

３　甲は、乙に対し、公益上等の観点から必要と認める場合は、合理的な範囲内で本件提案の内容の変更を求めることができる。

４　乙は、本協定締結後、直ちに本事業に着手しなければならない。

５　乙は、甲が指定する期日ごとに甲に対し、離着陸料、施設使用料及び収益施設における収益等の収入報告を行わなければならない。

（安全対策及び事故等への対応）

第６条　乙は、本事業の実施に当たり、関係機関の指示、指導及び協議による条件等を遵守し、会場外ポート利用者のほか、事業区域を通行する歩行者等の安全確保に万全を期す措置を講じるものとする。

２　本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、当該事故等発生の帰責の如何に関わらず、直ちに会場外ポート利用者等の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切な対応を行い、その経過を速やかに甲に報告しなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

（別紙１）

第７条 乙は、甲の書面による承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（履行調査）

第８条　甲が本協定の履行に関する調査（以下「履行調査」という。）を実施する場合、乙は、当該調査に協力しなければならない。

２　甲が、履行調査に必要な資料を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。

（届出義務）

第９条　乙は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、直ちに、その旨を甲に書面で届け出なければならない。

1. 氏名、住所、主たる事務所の所在地、名称、代表者、定款又は寄附行為を変更したとき。
2. 監督官庁による営業許可の取消し若しくは会社更生の申立て又は自ら営業を休止若しくは停止したとき。
3. 滞納処分、強制執行、仮差押さえ、若しくは仮処分又は競売の申立てがあったとき
4. 乙による企業担保権実行手続開始の申立て、破産若しくは更生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）又は、民事再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
5. 特別清算開始の申立てがあったとき。
6. 手形不渡り、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽の記載など、提案事業の実現、継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき。
7. 解散、又は合併したときなど会社の支配に重要な影響を及ぼす事項が生じたとき。
8. 前各号に定めるもののほか、提案内容の実施・継続が困難となるような事態が発生したとき。

（協定の解除等）

第10条　本協定に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、本協定を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当した場合は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本協定を解除することができる。

1. 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分を受けたとき。
2. 支払不能若しくは支払停止の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
3. 第三者より差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき。
4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
5. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった、又は自ら申立てを行ったとき。
6. 株主総会で解散決議があったとき。
7. 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本協定に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
8. 「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集手続において不正があったと認められるとき。
9. その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

３　甲は、乙が、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、本協定を解除する。

（別紙１）

（秘密保持）

第11条　甲及び乙は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１） 公知の情報である場合

（２） 甲及び乙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾した場合

（３） 裁判所により開示が命じられた場合

（４） 甲が大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）に基づき開示義務を負う場合

（５） その他法令に基づき開示する場合

２　乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号）及び大阪市個人情報保護条例（令和５年大阪市条例第６号）を遵守して取り扱う責務を負う。

３　前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。

４　乙は、その役員、従業員、代理人、コンサルタント、出資者、本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関又は協力法人に対し、第１項及び第２項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

５　本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続し、乙の役員、従業員、代理人、コンサルタント、出資者、本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関又は協力法人がその地位を失った場合であっても免れない。

（損害賠償）

第12条　乙は、次に定める場合において、甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない

（１）乙が本協定に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたとき。

（２）甲が第1０条第1項から第3項の規定により本協定を解除したとき。

（リスク分担）

第13条　事業期間中の甲及び乙のリスクの分担は、別添２「甲乙のリスク分担表」のとおりとする。ただし、別添２に定めるもの以外の事項については、甲及び乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）

第1４条　本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、甲及び乙は、本協定に関する一切の紛争につき、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（その他）

第1５条　本協定に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

（別紙１）

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年　月　日

　　　　　　　　　　甲　大阪市

 　大阪市長　横山　英幸

乙　事業者（代表者）



（別添1）

　　　（別添２）

甲乙のリスク分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リスクの種類 | 内容 | 負担者 |
| 甲 | 乙 |
| 法令変更 | 乙が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更 | 協議事項 |
| 第三者賠償 | 乙が行う工事、維持補修、管理運営において第三者に損害を与えた場合 |  | 〇 |
| 物価 | 事業予定者決定後のインフレ、デフレ |  | 〇 |
| 金利 | 事業予定者決定後の金利変動 |  | 〇 |
| 不可抗力 | 自然災害等による業務の変更、中止、延期（※１） |  | 〇 |
| 資金調達 | 乙が行う工事等に必要な資金の確保 |  | 〇 |
| 事業の中止・延期 | 甲の責任による中止・延期（※２） | 〇 |  |
| 乙の責任による中止・延期 |  | 〇 |
| 乙の事業放棄・破綻 |  | 〇 |
| 申請コスト | 申請費用の負担 |  | 〇 |
| 引継ぎコスト | 施設運営の引継ぎコストの負担 |  | 〇 |
| 施設競合 | 競合施設による利用者減、収入減 |  | 〇 |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる需要 |  | 〇 |
| 管理運営費の膨張 | 甲以外の要因による運営費の膨張 |  | 〇 |
| 施設等損傷 | 甲の所有する施設、機器等の損傷（※３） |  | 〇 |
| 乙の所有する施設、機器等の損傷 |  | 〇 |
| 債務不履行 | 甲の本協定内容の不履行（※２） | 〇 |  |
| 乙の事由による業務及び本協定内容の不履行 |  | 〇 |
| 性能リスク | 甲が要求する業務要求水準の不適合に関するもの |  | 〇 |
| 損害賠償 | 施設、機器等の不備による事故（※４） |  | 〇 |
| 施設管理上の瑕疵による事故（※４） |  | 〇 |
| 警備リスク | 乙の警備によるもの |  | 〇 |
| 管理運営リスク | 設備、施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故、さらには衛生管理上の問題による臨時休業等に伴う運営リスク |  | 〇 |

※１　自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

　　　周辺地域において自然災害等が発生し、甲が災害対応のため必要と認めた場合（復旧困難な被害を受けた場合を含む）、甲は、乙に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがある。その場合、甲はこれに関する一切の補償を行わない。

※２　乙は、甲の責任による事業の中止・延期及び甲の債務不履行による場合を除き、いかなる場合においても甲に対して休業補償等を請求することができない。

※３　甲が所有する南側の係留施設の電気設備、咲洲トンネル港区側換気所の上下水道施設、トンネル躯体構造物、会場外ポートへの立入防止柵等を対象とする。

　　　なお、本事業に伴う上記施設等が損傷した場合及び乙の管理運営上の瑕疵がある場合は乙が、それ以外の場合は甲がそのリスクを負う。

※４　乙は、リスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入するものとする。